

1. マスコミ

マスコミはハンセン病問題をどう報じてきたか。再発防止のためにも、世論形成に影響力を持つ報道の検証は欠かせない。ただし、各紙の膨大な報道を全て検証するのは不可能に近い。このため、今回は熊本県内で発行されている熊本日日新聞と、その前身の九州日日新聞、九州新聞（1942年両紙合併）の報道を中心に検証を試みた。検証は4つに時期区分し、県内で起きたハンセン病差別事件については項目を立てて当時の報道を概観した。

【時期】

第Ⅰ期 終戦まで ～1945（昭和20）年

第Ⅱ期 終戦から「らい予防法」改正まで 1945年～1953（昭和28）年

第Ⅲ期 「らい予防法」改正から「らい予防法」廃止まで 1953年～1996（平成8）年

第Ⅳ期 「らい予防法」廃止から現在まで 1996年～2013（平成25）年

【ハンセン病差別事件】

本妙寺事件 1940（昭和15）年

菊池事件 1951（昭和26）年～1962（昭和37）年

黒髪校事件 1953（昭和28）年～1955（昭和30）年

宿泊拒否事件 2003（平成15）年

一 第Ⅰ期（終戦まで）

戦前、ハンセン病患者はトラブルを引き起こすやっかいな存在として紙面に登場する。「数名組んでレプラの脅迫団」（1931年6月13日付九州日日新聞）、「療養所の患者五百餘名／白旗押立て脱走／大挙縣廳に向け行進／原因は主事の進退に憤慨して」（1932年1月18日付九州日日新聞）、「九州療養所収容中の患者六百餘名脱出／喇叭を吹き旗押し翻へして熊本縣廳へ迫らんとす」（1932年1月19日付九州新聞）、「黒石原療養所の患者が騒ぐ／醫員の退職問題から」（1935年5月12日付九州日日新聞）、「回春病院の患者／要求拒絶から反旗／事務所側と患者の軋轢」（1936年8月25日付夕刊九州新聞）、「患者十數名が危く脱走せんとす／待遇問題と事務長排斥で／回春病院の騒ぎ」（1936年8月25日付夕刊九州日日新聞）など。「脱走」「喇叭吹き」など社会の好奇心をそそる言葉が並び、偏見、差別をあおるような取り上げ方も散見される。当時、マスコミが患者に対して抱いていたイメージをうかがい知ることができる。

ハンセン病患者に手を差し伸べようという「救ライ」記事も多く見られるが、「癩患者に對し温かき同情／理解して救濟せよ」（1935年4月25日付九州日日新聞）など慈善や恩恵の域を出ず、人権的な観点からの記事は見当たらない。

1907（明治40）年に制定された「癩予防ニ関スル件」（法律第11号）は「療養の途を有せず且つ救護者なきもの」を収容条件としたが、1931（昭和6）年に改正された「癩予防法」は事実上、全ての患者を収容対象とした。こうした強制隔離政策を報道は容認し、「無らい県運動」を後押しする記事が目立つ。「癩病根絶を目的として催された講演と映畫と三曲の會」（1931年6月25日付九州日日新聞）、「癩は遺傳でない／國から癩を無くせよ／一千餘名の患者を収容せる／黒石原九州療養所」（1937年6月25日付九州新聞）、「未収容癩患者／縣下に四百／療養所入りを觀誘」（同年6月26日付同）など。九州療養所の宮崎松記所長（後に菊池恵楓園長）は6月の癩予防週間に際し、「この忌むべき疾患を一日も早く根絶せよ」（1936年6月23日付九州日日新聞）、「癩患者の存在は日本國家の恥」（1938年6月24日付九州新聞）とする一文を寄せている。また、1940（昭和15）年11月13日付九州新聞は、同年が紀元2600年の記念の年に当たることから、厚生省が各府県に無らい運動を進めるよう督励したとも伝える。

1941（昭和16）年には九州療養所をはじめ、全国の療養所が国立に移管された。同年6月9日付九州新聞は収容力アップや治療の充実など国立移管のメリットを並べ、「癩患者は積極的に国立療養所を利用せよ」と入所を奨励している。

【本妙寺事件】

「無らい県運動」が展開される中、熊本市にある本妙寺の患者集落が警察の手によって解体される。紀元2600年の1940年7月9日。九州日日新聞は10日付に「靈地・本妙寺境内の癩患者を一掃す」との見出しで事件を報道。「参詣者の往復を擁して金銭をねだり又は物品の押し売りをなし通行人や観光客に不快の念を抱かせて居た」と集落解体の背景を説明している。一方、九州新聞は同日付に「森都に巢喰ふ／癩患者を一掃」との記事を載せ、「都会清爽美はますます向上され衛生上にも非常によく、また患者自身のためにも世上何等はばかることなく治療に専念することが出来、精神的にも環境的にも亦治療的にも優遇を受けることが出来るだろう」と警察当局の談話を紹介。公共の福祉とともに患者にとっての利益が強調されているが、人権侵害という視点は見いだせない。「一掃」「巢喰ふ」の他にも、続報には「掃蕩」「浄化」などの表現が登場し、患者は「不浄な者」として扱われている。また、九州日日新聞は12月22日付で患者の集落解体に功績のあった方面委員らに、癩予防協会から感謝状と記念品が贈られたことを写真入りで報じている。

二 第Ⅱ期（終戦から「らい予防法」改正まで）

戦後も繰り返された「無らい県運動」。次々と送り込まれてくる患者を収容するため、菊池恵楓園では一千床拡張工事が行われている。落成式を報じた1951（昭和26）年6月11日付は見出しで「癩患者の希望の塔／日本一の療養所に／恵楓園の増築なる」とうたい、前文で「ライ病む人々を慰めいやし非文明病といわれるこの病を日本から駆逐する為の最

後のよりどころ」としている。約1カ月後の7月16日には一千床拡張を取り上げた社説を「ハンセン氏病根絶のために」と題して掲載。「癩を根絶するのはそう困難なことではない。患者をすべて救癩施設に収容しさえすればよいからである」と隔離政策を強力に後押し。そして、「従来、熊本は悪い意味における癩のメッカであった。これを今後は真の救癩のメッカにすべきである。まず県下の未収容患者をみんなの理解と協力によって一日も早く入園させることを考えねばならない。癩に関する永い間の偏見を他に先んじて一掃すること、それが世界一の救癩施設をもつ地元民の第一の責任である」と結んでいる。行間から読み取れるのは隔離推進の思想。こうした新聞の論調が市民を患者収容に駆り立てる一因になったと考えられる。

ハンセン病は恐ろしいという戦前のイメージを戦後も払しょくできず、隔離政策を受け入れてきたマスコミ。しのびよる「無らい県運動」の陰におびえ、県内では「ライ病む父を射殺／一家の柱、青年自決」（1950年9月1日付）、「癩患者の妹服毒／失恋に世をはかなみ」（1951年6月2日付）などの悲劇が起きている。

【菊池事件】

殺人罪に問われ、無実を訴えながら死刑になった「菊池事件」のF氏も、「無らい県運動」の犠牲者の一人とされる。元衛生係宅にダイナマイトが投げ込まれたのは1951（昭和26）年8月。この時、逮捕されたのが、元衛生係によって県にハンセン病患者と通告されたF氏だった。無罪を主張するF氏は熊本刑務所菊池拘置所（菊池恵楓園内）を脱走。逃走を図っているさなか、元衛生係の刺殺体が見つかり、犯人とされたのだった。翌日の1952（昭和27）年7月8日付の見出しは「殺人はライ者の凶行？」。クエスチョン付きながら、事件発生の時点で「ライ者」と書くことで事件の特異性を強調している。「病気のことを密告された深い恨みから元衛生係をつけ狙い、襲ったのではないかと、逆恨みやハンセン病患者ならやりかねないという文脈の中で犯人像が作り上げられていることが分かる。犯行を自供した時の同月13日付は威嚇射撃で元患者にけがを負わせた警官2人を「殊勲」とたたえ、顔写真とともに紹介している。

「ライ者」が関わった特異な事件ということで捜査段階の報道は詳しい。しかし、事件が法廷に移ると、一転してマスコミの興味は失せていく。熊本地裁の一審判決は求刑通り死刑が言い渡されたが、それを伝える1953（昭和28）年8月30日付の記事は12行しかなく、判決理由も触れられていない。1954（昭和29）年12月14日付の2審判決も同じく12行。最高裁が上告を棄却し、死刑確定を伝える1957（昭和32）年8月24日付の記事も1段見出しで、事件の経過をなぞっただけで終わっている。記者が少ない、紙面のスペースが限られているという当時の事情を差し引いても、量刑の重さからすれば十分とは言い難い。死刑執行の報道も、実行の日から5日たった1962（昭和37）年9月19日付だった。裁判は菊池恵楓園内に設置された特別法廷で開かれ、事実上非公開の状態が進められたが、そのことを問題視した記事は見当たらない。

同事件をめぐるのは、後に「救う会」が結成される。全国的に救援運動が高まる中で、マスコミもようやく目を向け始める。第3次再審請求の際、熊本日日新聞は「死刑囚、三たび無実申し立て／十年ぶり新事実」（1962年4月24日付）との見出しで、有罪判決の有力証拠とされていた親族の証言が覆ったことを報じ、再審開始への明るい見通しを載せている。救う会が事件の現地調査をした際も、4段の見出しで大きく報道。死刑執行後の抗議集会では関係者の怒りの声を伝えているが、遅きに逸した感はぬぐえない。

1953（昭和28）年、「らい予防法」の改正をめぐるハンセン病患者が戦後最大の闘争を繰り広げる。熊本日日新聞も「恵楓園で作業スト／ライ予防法反対叫んで」（1953年5月25日付）、「非人道的法規だ／ライ予防法に／恵楓園支部が声明書」（同年5月27日付）、「患者代表ら県庁へ／予防法流案を申入れ」（同年7月31日付）など関連記事を掲載。日々の動きを断片的に報じるにとどまり、人権闘争的な視点はうかがえない。

ただ、この問題を社説で取り上げている点は注目に値する。「らい予防法案と世間の偏見」（同年5月30日付）では法案の中身を詳しく紹介し、強制検診や都道府県知事への通知によって秘密が漏れること、無断外出に対する刑罰措置など患者側が懸念している点を列挙。「これらの理由は患者あるいはその家族の身になってみればいずれももったもない分であって、公共の福祉を楯にしても一概にこれを拒否することは出来ない」と理解を示す。その上で、「政府は社会の現実を直視し、患者の声も十分聞いて無理のない法案をつくりあげ、実施に際しては一方的な権力行使に陥らないよう注意すべきである」と注文を付けている。また約1カ月後の社説（同年6月25日付）でも「『らい患者の福祉を図る』ための立法をなそうとする人たちが真に患者たちの福祉を思うならば、患者の気持ちになって、その法案を完全なものに訂正することをのぞんでやまない」と患者側に立った主張を展開。療養所のある地元紙としての面目を保っている。

三 第Ⅲ期（「らい予防法」改正から「らい予防法」廃止まで）

【黒髪校事件】

「らい予防法」改正直後、県内では教育界を揺るがす大きな差別事件が発生している。患者を親に持つ竜田寮の子どもたちが、地域の小学校に通学することを拒否された黒髪校事件。当時の宮崎松記・菊池恵楓園長が「教育上の差別だ」として、竜田寮児童の黒髪小通学を熊本地方法務局に訴えたのが事の始まり。これを受けて同小のPTAが開いた臨時総会を、1953年12月10日付の熊本日日新聞は「どこへ行く？ライ未感染児童」と5段見出しで報じ、通学を求める園長の訴えや通学に反対する保護者らの意見を詳しく伝えている。同日付には「竜田寮児童の問題」と題した社説も掲載。「発病していない学童の当然享受しうる教育を受ける権利を制限し、一般児童と差別待遇することは、基本的人権の侵害である」として園長の訴えに理解を示しながらも、「全面的に賛成することは出来ない」と

主張を展開。①ハンセン病は今も恐れられ、嫌がられているので、親の感情は簡単に割り切れるものではない②親のそうした感情は子どもにも反映され、児童間で差別的待遇が生じる③1つの侵害を是正することがもっと大きな侵害にさらされるのなら、むしろ避けなければならない―と理由を並べている。地元メディアが早期に掲げた事実上の通学反対論は波紋を呼んだ。

事件を取り上げたその後の社説はどうか。「熊本地方法務局の労によって一般通学差し支えなしという資料が出来たからには、それに反対するものは十分な反対資料を用意しなくてはならない」（1954年2月11日付）、「おのおの他の立場に立って、歩み寄りの道を考えなくてはならない」（同年3月15日付）など中立的な立場から書かれ、人道的観点からの解決を求めている。竜田寮児童の通学がかない、事件が一応の決着をみた時、同年5月15日付で「黒髪校のお母さんたちに」と題する社説を掲載。異例の「ですます調」の文章で書かれ、通学反対派にくすぶる不満のはけ口が竜田寮の児童たちに向けられることを懸念。「それが行為にあらわされるということにでもなれば、全く無知な、低級な、わけの分からない行為だといわなくてはならない」とくぎを刺し、同小の保護者にさらなる理解を呼び掛けている。

同事件は国会でも取り上げられるなど大きな社会問題となったこともあり、解決に向けた日々の経過が詳細に報道されている。「通学は妥当／熊本地方法務局の見解」（同年3月19日付）、「新入生から通学／非ライ児問題／熊本市教委で決定」（同年4月8日付）、「円満解決の兆し見ゆ／PTA調定案に好感」（同年4月17日付）、「黒髪校きょうから開校／寮児3名の通学認む／PTAも調停案を了承」（同年5月7日付）など。また、「読者の広場」コーナーでは、竜田寮の児童やその親たちの心情をくんだ感想や医学的見地からの意見など読者の声を多数取り上げ、この問題を社会で考えようという姿勢がうかがえる。ただ、一連の報道で問題の核心に迫るような企画やキャンペーン記事は見いだせなかった。ハンセン病問題について議論を深める格好の機会を逃したといえる。

この時期の熊本日日新聞の報道をみると、「愛の音楽ショウ／恵楓園に明るい笑／熱演する街の芸術家」（1954年4月28日付）、「優しく慰めのお言葉／唸うるます患者達／高松宮恵楓園へ」（1955年6月25日付夕刊）、「愛の“救らい募金”／制服の乙女らが恵楓園へ」（1956年6月24日付）、「恵楓園に毎月送本／病父持つ炭坑街の一女性」（同年6月25日付）など皇室の御仁慈や同情の対象としての記事が依然目立つ。

その一方で1960年代に入ると、隔離推進的な記事は減少し、偏見の解消に力点を置いた啓発記事も増えてくる。1971（昭和46）年6月23日付の「ハ氏病問題は終わったか」は、記者が菊池恵楓園に直接足を運んで取材していることがうかがえる。園内の現状や特効薬の開発でハンセン病が不治の病でなくなったこと、社会復帰が困難な理由なども紹介し、目配りの効いた啓発記事となっている。1年後の「ライ病を正しく理解する週間」に合わせた記事も「偏見をなくそう」（1972年6月26日付）との見出しで、ハンセン病問題を取

り巻く現状や課題に切り込んでいる。

昭和 50 年代に入ると、ハンセン病報道は「空白」の時を迎える。社会をゆるがす差別事件がなく、入所者も療養所生活の安定を望んだため、「らい予防法」闘争のような外向きの運動が沈静化していったことが要因として挙げられるが、ただ、それをもって報道をしないという免罪符にはならない。

熊本日日新聞が本格的にハンセン病問題と向き合うことになるのは「らい予防法」廃止の前後から。当時の記事としては、法廃止半年前の 1995（平成 7）年 10 月から 11 月にかけて、菊池恵楓園を舞台にした連載「しあわせの風見鶏」（計 23 回）が目を引き。過去に療養所の中で何が行われ、入所者はどのような人生を送ってきたかを、当事者の肉声で振り返っている。連載の最終回に掲載された読者の感想には「この問題をもっと早く知りたかった」という声もあり、時宜を得た連載だったと思われる。

これより先、1993（平成 5）年には日本のハンセン病患者救済の先駆者であるハンナ・リデル、めいのエダ・ライト両女史の功績などを取り上げた連載にも取り組んでいる。

法廃止については社説でも取り上げている。「国民総意での、一日も早い法の見直しの実現。それが、人権侵害の風雪に耐えてきた患者たちの心に沿うことになる」（1995 年 4 月 28 日付）、「らい予防法の廃止で、ハンセン病の人々は法的には解放される。しかし、社会の偏見がなくなるまでは真の解放とは言えない」（同年 12 月 13 日付）など。廃止法案が国会で成立したことを伝える 1996（平成 8）年 3 月 28 日付の紙面は「長年の念願かなった」との見出しで、菊池恵楓園の入所者の喜びの声を写真入りで報じている。

他の新聞やテレビのハンセン病取材も本格化したのは法廃止以降。メディアがもっと早く関心を示していれば、これほど長く予防法が日本で生き続けることはなかったのではないか。

四 第Ⅳ期（「らい予防法」廃止から現在まで）

国の隔離政策によって人権を侵害されたとして、国立ハンセン病療養所の入所者が国に損害賠償を求めたハンセン病国賠訴訟。1998（平成 10）年 7 月 31 日、熊本地裁に提起された後、原告の訴えや訴訟の広がり、法廷内の攻防などを丁寧に報じている。判決は 2001（平成 13）年 5 月 11 日に言い渡され、当日の夕刊から全面展開。1 面は「強制隔離規定に違憲性／ハンセン病訴訟で原告勝訴／国に 18 億円賠償命令／国会の不作為も違法」の見出し。社会面には「『人間の尊厳』やっと…」の文字と一緒に、原告や支援者らの歓喜の写真も掲載。歴史的判決を大々的に報じている。

翌 12 日付の社説は「国は判決の重み自覚せよ」と題し、「元患者にとって一連の国家賠償請求訴訟は、国の責任を明らかにすることによって、奪われた人間性を取り戻す戦いであり、いまなお続く差別、偏見を取り払うための重要な一歩といえるものだった」と裁判の意義を強調し、その上で「元患者の救済が時間との戦いになっていることを考えると、

国は司法の場での決着をいたずらに引き延ばすことなく、裁判に加わらない元患者も含めた生活補償や差別・偏見の解消に本格的に取り組むべきだ。それが二重の過ちを犯さない、唯一の道と考える」と結んでいる。

判決の前後からマスコミの報道は過熱。結果的に隔離政策下での被害が白日の下にさらされることになり、控訴断念を勝ち取る際の世論のうねりをつくり出す原動力となった。

ただ、ハンセン病問題をめぐって裁かれるべきは国と国会だけなのだろうか、隔離政策の一端を担ったマスコミに責任はないのか—そうした問題意識を出発点に、熊本日日新聞では判決後、「検証ハンセン病史」（2001年12月24日付～2003年6月25日付）とのタイトルで足掛け3年、計184回の連載を展開。療養所の中でどのようなことが行われてきたのか、医学的な問題、隔離の歴史、人間回復に向けた当事者運動などハンセン病問題を多角的に取り上げ、メディアの責任についても検証している。この他、「ハンセン病とともに」（2006年1月23日付～2007年2月26日付）、「菊池恵楓園100年」（2009年5月2日付～2010年3月11日付）などの長期企画にも取り組んでいる。「ハンセン病とともに」は判決から5年を機にスタートし、元患者や家族の生きなおしの姿や、ハンセン病問題と向き合う「隣人、たちの心の軌跡、老境を迎えたハンセン病療養所の現状や将来像」などを紹介し、ハンセン病を取り巻く今と未来を見据えた内容となっている。

「らい予防法」廃止に関しても、法廃止から2年と5年の節目に連載をしている。日々のニュースを追っただけの表面的な報道に終始するのではなく、こうした厚みのある企画やニュースを多角的に捉えたフォロー記事が増えたのは、法廃止後の一つの変化とみることができる。国立ハンセン病療養所の将来構想に基づいて菊池恵楓園内に2012（平成24）年2月、民間保育所がオープンしたが、園児と入所者との交流など近年は「変わりゆく部分」にスポットを当てた報道も目を引く。

【宿泊拒否事件】

さまざまな啓発記事を通して、ハンセン病問題に対する社会の理解が広がりつつある中、関係者に水を浴びせるような事件が起きた。阿蘇の温泉ホテルが菊池恵楓園の入所者の宿泊を拒否したことが、知事の会見で明らかになったのが2003（平成15）年11月18日。熊本日日新聞はこの段階から「人権侵害」という表現を見出しに使い、同日付夕刊1面で大きく報じている。同21日付の社説「偏見をなくす正しい理解を」では、「宿泊拒否はハンセン病に対する偏見、差別が岩盤のように今なお私たちの社会に存在することを明らかにしたと思う。岩盤に穴を穿つ息の長い作業にどう取り組むか。これからの私たちの課題」と訴え、問題を社会で共有することの大切さを読者に訴えかけている。

入所者自治会がホテル側の謝罪の受け入れを拒否すると、事件は新たな様相を見せる。入所者を誹謗する文書や電話が菊池恵楓園に殺到し、社会に潜む差別意識が一気に噴き出す形となった。これに対し、記者のコラムを同23日付で掲載。「ホテル側の謝罪状況が報道では断片的にしか伝えられず、誤解を生んだ側面もある」とし、「心のない言葉を浴び

せるのではなく、励ましの言葉こそ届けてほしい」と呼び掛け、事態の沈静化を図っている。この問題が社会に突きつけた課題は重く、その後も多くのスペースを割いて報道している。

また、熊本日日新聞は事件発覚から1年後、ホテルが宿泊拒否に至った経緯や誹謗、中傷が殺到した時の菊池恵楓園自治会の動きなどをあらためて連載で検証している。「本妙寺事件」や「黒髪校事件」「菊池事件」の報道ではなかった紙面展開といえ、ハンセン病への根強い偏見、差別を浮き彫りにした宿泊拒否事件をもう一度、読者と考え、そこから教訓をくみ取ろうという強い意思が感じられる。

五 まとめ

ハンセン病への偏見、差別をあおり、療養所の中の実態を知ろうとしなかったマスコミ。その影響力からしても、新聞報道の責任は大きいと言わざるをえない。厚生労働省が設置した「ハンセン病問題検証会議」は最終報告書（2005年3月1日公表）の中でマスコミの責任に触れ、「新聞記者の多くがハンセン病問題に不勉強で、療養所に足を踏み入れることなく、『隠蔽された人権侵害』の救済に無力だった」と指摘している。

同じように同検証会議で責任を指摘された医学・医療界と法曹界。政府を動かし絶対隔離を推し進めた専門家である医学・医療界は、「らい予防法」の廃止に向け大きな役割を果たした。ハンセン病国賠訴訟では法曹界、特に弁護士たちが「手を貸してほしい」という当事者たちの切実な声をしっかりと受け止め、原告勝訴に導いた。「ハンセン病問題基本法」の制定に当たっても存在感を示している。

それではマスコミがこれから果たす役割とは何か。正確な情報を提供し、いまだ残る偏見、差別を解消すること。入所者の声を社会に発信し続け、国民の関心をつなぎとめておくこと—マスコミに託された社会的使命を胸に刻み、ハンセン病問題と向き合っていくたい。